

1 地域生活支援事業等について

- 令和2年度予算（案）における地域生活支援事業費等補助金については、事業の新設など必要な見直しを行い、総額で505億円を計上。  
各地方自治体においては、新設または拡充された事業の活用を図るとともに、事業全体が効果的かつ効率的に運営されるよう、引き続き取り組まれたたい。

（地域生活支援事業の効果的な取組推進事業について）

- 各地方自治体におかれては、地域生活支援事業の実施状況を把握いただくとともに、広域実施の立ち上げなど、管内における効果的な取組が推進されるよう、令和2年度に新設する「地域生活支援事業の効果的な取組推進事業」（都道府県、市町村事業）の積極的な活用をご検討いただきたい。

2 意思疎通支援について

（1） 障害者等の意思疎通支援等に関するトピックス等

ア 新型コロナウイルスに関する周知等について

- 視聴覚障害者等は、その障害特性から情報取得や他者とのコミュニケーションが困難な状況であることから、各地方自治体の障害保健福祉担当部局におかれましては、庁内の新型コロナウイルス担当部局、視聴覚障害者情報提供施設、地域の障害者団体等と連携を図りながら、以下の点について特段のご配慮をお願いしたい。
  - 視覚障害者については、相談に関する連絡先（電話番号等）の周知やホームページ上の情報のテキストデータの提供等
  - 聴覚障害者等については、電話以外にFAX番号またはメールアドレスの周知や字幕映像の提供等（特に、各地方自治体のHPに掲載している「帰国者・接触者相談センター」のFAX番号の掲示等）

## イ 読書バリアフリー法の円滑な施行について

- 令和元年11月に法に基づく協議会を開催し、意見を拝聴したところ、今後、関係省庁と連携し、基本計画を策定。  
各地方自治体におかれても、国の基本計画を踏まえ、地域の実情にあわせ、当事者団体等のご意見も踏まえた計画を策定いただくようお願いしたい。
- サピエ（視覚障害者情報総合システム）は、視覚障害者等の読書環境の推進にとって大変有効なネットワークであるが、個人会員数は約17,000人、公立図書館の加入はわずか190館程度。（サピエ事務局による平成31年3月末時点データ）  
各都道府県等におかれては、改めて管内の障害者へのサピエの利用促進、また管内公共図書館等のサピエ加入・活用について、積極的な周知をお願いしたい。
- 令和2年度予算（案）においては、点字図書館と公共図書館、障害当事者団体等の連携を図ることにより身近な地域における読書環境の整備等に取り組むなど、地域における読書バリアフリー体制の強化を図るための事業を、地域生活支援促進事業（都道府県等事業）として新設することとしており、積極的な活用をお願いしたい。
- また、点字図書館の運営費である身体障害者保護費負担金（点字図書館等事務費）のうち、情報化対応特別管理費については、令和元年度に加算単価を増額（20万円→40万円／月（1施設当たり上限額））したものを実施するための予算を、引き続き確保している。
- 各都道府県等におかれては、読書バリアフリー法の施行を機に、改めて点字図書館等と連携を図りながら、これらの予算の活用を積極的にご検討いただきながら、地域における障害者の読書環境の整備を図っていただきたい。

## ウ 令和2年度予算（案）について

- ① 地域における意思疎通支援者の計画的な養成支援事業の創設
  - 令和2年度予算（案）において、都道府県等にコーディネーターを配置して、意思疎通支援者の人材養成等の体制の課題に対応し、地域における計画的な養成を促進するための事業を新設することとしたので、各都道府県等におかれては、積極的な活用をご検討いただきたい。
- ② 手話通訳士試験合格者フォローアップ講座等の実施について
  - （福）聴覚障害者情報文化センターが実施する手話通訳士の技術向上のための講座については、以下のとおり、実施方法の変更を行ったので、ご留意いただきたい。
    - ・ 地域生活支援促進事業「意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業」としては実施しない（実施要綱から削除）
    - ・ 受講希望者から実施団体に直接申し込み（受講に当たっての地方自治体からの推薦は不要）
    - ・ 国の委託事業（（福）聴覚障害者情報文化センターが実施）として、受講料の軽減を図るよう調整中

※ この委託事業の運営費については、国からの委託費で対応することとし、受講に要する費用については、受講者の自己負担とする予定。  
ただし、受講料は今年度よりも軽減する方向で実施団体に要請中。

## エ 電話リレーサービスについて

- （公財）日本財団が実施している電話リレーサービスモデルプロジェクトについて、各地方自治体においても、聴覚障害者の電話リレーサービスの利用が進むよう、事業内容や登録方法等について広く周知をお願いしたい。
- ※ 厚生労働省は、平成29年度から電話リレーサービスを実施する情報提供施設に対して財政的支援を実施。

## オ 「NET 118」の周知等について

- 「NET 118」、「Net119 緊急通報システム」や「110番アプリシステム」についても、関係部局等と連携の上、市町村における広報、聴覚・言語機能障害者や関係団体等への周知をお願いしたい。

## (3) 災害時における視聴覚障害者等支援

- 地震や大雨などの災害発生時においては、自ら避難することが困難な状況にある障害者に配慮した支援策を講じることが重要である。特に、視聴覚障害者については、その障害特性から情報取得やコミュニケーション支援が著しく困難となることから、障害特性に応じた以下の配慮をお願いしたい。
  - ① 避難準備情報等については、障害関係団体等と連携した伝達体制を整備するとともに、多様な手段（専用通信やインターネットなど）の活用による通信の確保
  - ② 避難所等においては、ボランティアによる支援やホワイトボード等の機材を使用した効果的な支援、災害時に活用可能なラジオや聴覚障害者用情報受信装置などを活用した情報提供
  - ③ 避難所等において、身体障害者補助犬使用者と補助犬を分離せず受け入れた上で、周りの方々に補助犬に対する理解の促進など

## 3 障害者の社会参加の促進について

### (1) 芸術文化活動等の振興

- 本年は、スポーツ・文化の祭典である東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、様々な芸術文化やスポーツのイベントが官民間問わず実施される。地方自治体においても、地域における障害者の芸術文化活動等の振興に関わる事業に、より積極的に取り組んでいただきたい。

### ア 全国障害者芸術・文化祭

- 令和2年度の障害者芸術・文化祭は宮崎県において、令和2年10月

17日～12月6日で開催予定。各地方自治体においても、文化施策担当部局とも緊密に連携の上、本大会への積極的なご協力をお願いする。

- また、障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業についても、積極的な活用をご検討いただきたい。

#### イ 障害者芸術文化活動普及支援事業の実施

- 令和2年度予算案においては、全ての都道府県で事業が実施されるよう必要となる予算を計上。各都道府県は、積極的に本事業を活用いただき、文化担当部局とも連携し、障害者の芸術文化活動にかかる支援体制の整備を図っていただきたい。

#### ウ 障害者による文化芸術活動の推進に関する基本計画の策定について

- 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律第8条に基づき、各自治体においても障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を定めていただきたい。
- 厚生労働省においては文化庁と連携し、地方自治体の計画の実態把握を行い、各都道府県の策定事例を省のホームページに掲載するなど、計画策定に向けた支援を予定。

### (2) 身体障害者補助犬について

#### ア 身体障害者補助犬育成促進事業の活用

- 各都道府県におかれては、管内市区町村と連携の上、身体障害者補助犬育成促進事業を積極的にご活用いただき、身体障害者補助犬法の趣旨を踏まえつつ、良質な補助犬の育成、育成計画の策定、普及啓発に、積極的に取り組んでいただきたい。

#### イ 訓練事業者との情報共有について

- 指定法人が厚生労働省に対して補助犬の認定状況を適切に報告するためには、訓練事業者との情報共有が欠かせないため、都道府県等におか

れては、訓練事業者が補助犬使用者の状況を定期的に確認した上で適切な支援や、認定を行った指定法人との情報共有が行えるよう、指導・助言をお願いします。

#### ウ 制度の理解促進、普及啓発

- 普及啓発にあたっては、都道府県におかれても、身体障害者補助犬法や障害者差別解消法の趣旨を踏まえつつ制度の周知徹底をお願いしますとともに、「身体障害者補助犬育成促進事業」を積極的に活用いただき、管内市町村とも連携・協力の上、リーフレットの配布や啓発イベントの開催等を通じて、理解促進、普及啓発に努めていただくよう、お願いします。

#### エ 海外から来日する補助犬使用者への対応について

- 本年開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会を前に、海外から補助犬を伴って来日される方の増加が見込まれることから、平成30年11月に策定した海外から渡航する補助犬使用者への対応についてのガイドラインを改めて確認いただき、海外から来られた補助犬使用者及び補助犬が、施設等を円滑に利用できるよう、管内市町村をはじめ、関係機関及び関係団体等に対し、情報提供いただきたい。

### (3) 補装具費支給制度

#### ア 補装具費の支給に係る基準額等の改正について

- 令和2年4月1日の補装具費基準告示改定においては、人工内耳の種目を新たに追加し、人工内耳用音声信号処理装置の修理に限り、補装具費支給制度の対象とすることとし、支給決定における留意事項等は、別途補装具費支給事務取扱指針や補装具費支給事務取扱要領においてお示しする予定。
- なお、人工内耳用音声信号処理装置の交換に係る費用については、破損した場合等において、従来から保険適用である。人工内耳使用者に対して適切な給付が行われるよう、補装具費支給制度における取扱いと併せて、保険適用の扱いについても周知していただきたい。

#### イ 補装具費の適切な支給に向けた取組の推進

- 補装具費支給制度の運用にあたり、巡回相談(判定)の実施や、処方に係わった医療機関との連携の強化による補装具使用状況の確認など、取組の好事例について報告を受けている。
- また、補装具費基準告示の耐用年数は、通常の装着状態等における修理不能となるまでの予想年数を示したものであり、再支給や修理の際には告示に掲げる耐用年数を一律に適用することなく、個々の障害者等の身体状況や使用状況等に沿った対応を行っていただきたい。

#### ウ 借受けの取組について

- 借受けは、身体の成長や障害の進行に対する対応、購入に先立つ比較検討という点で有益であり、補装具費支給制度の円滑な運用に向けて、借受けの活用を積極的に検討いただきたい。なお、実施にあたり、身体障害者更生相談所による技術的助言や身体障害児の補装具費支給意見書を記載する指定自立支援医療機関との連携が欠かせないため、これらの機関が市町村と十分連携できるよう、都道府県等におかれては支援をお願いする。

#### オ 適切な補聴器販売店等の選定について

- 申請者の状態に適合した補聴器が適切に支給されるよう、公益財団法人テクノエイド協会が認定している認定補聴器技能者の従事する販売店や、消費者庁と共に示した補聴器の使用を検討中の方に対する留意点等について、管内の関係団体に対し提供されたい。

#### (4) 日常生活用具給付等事業の適正な実施について

- 昨年度の障害者総合福祉推進事業による調査研究を通じて、一部の市町村では平成18年度以降に種目・基準額・対象者について見直しがされていない状況が確認できたところであり、地域の実情に即した適切な種目や基準になるよう見直しに努めていただきたい。

- 対象種目の選定にあたっては、健康保険制度など他制度で適用される用具ではないことを確認した上で、厚生労働省告示により定める用具の要件に該当するかどうかを判断し、一般に普及している製品など、要件を満たさない用具を支給することなく適切に運用するようお願いする。

## (6) 障害者自立支援機器等

### ア 障害者自立支援機器の開発・普及促進

- 令和2年度分の開発企業の公募を現在行っているところであるので、各地方自治体においては、産業振興関係部局等とも協力の上、本事業について管内の福祉用具企業等に周知いただきたい。

(事業公募等 HP)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougai Shahukushi/cyousajigyoku/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/cyousajigyoku/index.html)

### イ シーズ・ニーズマッチング交流会の開催

- 「シーズ・ニーズマッチング強化事業」では、個別具体的な障害者のニーズを的確に反映させた機器開発を促進するため「シーズ・ニーズマッチング交流会」を開催し、実用的な製品の開発への寄与や、障害者自立支援機器の分野への企業の新規参入を促進している。

- 参加者である障害当事者・団体や開発企業等からは、有意義であった旨のご意見をいただいていることから、各都道府県におかれても、管内市区町村、障害当事者団体、医療福祉機関及び福祉用具企業等に対して周知を図っていただくとともに、障害保健福祉関係部局や産業振興関係部局等の担当職員と積極的な参加をお願いしたい。

### ウ 福祉用具ニーズ情報収集・提供システム

- 公益財団法人テクノエイド協会では、障害当事者や介護者等から、福祉用具に対する意見・要望・困りごとなどを収集し、それをメーカーなどへ届けることにより、障害者福祉の現場において必要とされる福祉用具の研究開発につなげるためのシステムを運用している。



- 各都道府県等におかれては、このシステムをより一層ご活用いただくとともに、管内市町村、障害当事者団体、医療福祉機関及び福祉用具企業等へ周知いただきたい。

(参考 URL: <http://www.techno-aids.or.jp/>)